

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2018年6月1日
【会社名】	株式会社安川電機
【英訳名】	YASKAWA Electric Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 小笠原 浩
【本店の所在の場所】	北九州市八幡西区黒崎城石2番1号
【電話番号】	093-645-8801
【事務連絡者氏名】	人事総務部 コーポレート・ガバナンス推進室 室長 島子 秀昭
【最寄りの連絡場所】	東京都港区海岸一丁目16番1号 ニューピア竹芝サウスタワー
【電話番号】	03-5402-4564
【事務連絡者氏名】	広報・IR部長 林田 歩
【縦覧に供する場所】	株式会社安川電機東京支社 (東京都港区海岸一丁目16番1号 ニューピア竹芝サウスタワー) 株式会社安川電機大阪支店 (大阪市北区堂島二丁目4番27号 新藤田ビル) 株式会社安川電機中部支店 (愛知県みよし市根浦町二丁目3番地1) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 証券会員制法人福岡証券取引所 (福岡市中央区天神二丁目14番2号)

1【提出理由】

2018年5月29日開催の当社第102回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものです。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日
2018年5月29日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

- (1) 当社の活動の現状に即して事業内容の明確化を図るため、現行定款第2条（目的）の一部を変更するものです。
- (2) 業務執行監督機能および経営遂行等のモニタリング機能の強化を図るため、現行定款第19条（定員）について監査等委員である取締役の員数を1名増員し、6名以内とするものです。
- (3) 最適かつ機動的な経営体制の構築を目的として、取締役以外からも役付役員等を選定できることを明確にするため、現行定款第21条（役付取締役および代表取締役）を変更するものです。
- (4) 上記(3)の変更に伴い、株主総会の招集および議長にかかる現行定款第13条（招集）および第14条（議長）を変更し、取締役会が予め定める代表取締役が株主総会を招集し、その議長を務めることとするものです。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

監査等委員である取締役を除く取締役として、津田純嗣、小笠原浩、村上周二、南善勝、高宮浩一および中山裕二の6氏を選任するものです。

第3号議案 監査等委員である取締役2名選任の件

監査等委員である取締役として、塚畑浩一および佐々木順子の両氏を選任するものです。

第4号議案 監査等委員である取締役の報酬額改定の件

監査等委員である取締役の報酬額を年額120百万円以内に改定するものです。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

決議事項	賛成	反対	棄権	行使された 総議決権数	賛成率	決議結果
第1号議案	1,982,278個	5,025個	16個	2,088,057個	94.93%	可決
第2号議案						
津田 純嗣	1,978,631個	8,689個	16個	2,088,074個	94.75%	可決
小笠原 浩	1,982,137個	5,185個	16個	2,088,076個	94.92%	可決
村上 周二	1,981,109個	6,213個	16個	2,088,076個	94.87%	可決
南 善勝	1,981,143個	6,179個	16個	2,088,076個	94.87%	可決
高宮 浩一	1,981,044個	6,278個	16個	2,088,076個	94.87%	可決
中山 裕二	1,981,133個	6,189個	16個	2,088,076個	94.87%	可決
第3号議案						
塚畑 浩一	1,948,506個	38,798個	16個	2,088,058個	93.31%	可決
佐々木 順子	1,982,973個	4,332個	16個	2,088,059個	94.96%	可決
第4号議案	1,985,540個	1,658個	140個	2,088,076個	95.08%	可決

(注) 各議案の可決要件はつぎのとおりです。

- ・第1号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成です。
- ・第2号議案および第3号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の過半数の賛成です。
- ・第4号議案は、出席した株主の議決権の過半数の賛成です。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分および当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の数を合計したことにより、各議案の可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、これら以外の議決権の数については、賛成、反対および棄権の意思表示に係る議決権の数に加算しておりません。

以 上